

新規指定時集団指導・新規個別指導 遡及指定を受けた医療機関の取扱いについて

新規指定時集団指導・新規個別指導の対象医療機関は、新規指定を受けた医療機関すべてが対象ですが、遡及指定の医療機関における取扱は次の通りです。（※平成30年4月1日より適用）

- 開設者および管理者がともに別人の場合は対象となる。
ただし、開設者が個人から法人、あるいは法人から個人に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は同一とみなすため、対象から除外する。
- 開設者および管理者がともに同一人またはいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関において新規個別指導または個別指導の指導結果が再指導で未了なものは対象となる。
ただし、開設者および管理者がともに同一人の場合は、原則として個別指導を実施する。

新規指定	新規指定（遡及以外）		対象	
	遡及による指定	開設者及び管理者がともに別人	対象	
		開設者及び管理者が同一人 又はいずれかが同一人	前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の実施がされていない場合	対象外
			実施がされている場合 新規個別指導又は個別指導の 前保険医療機関等において	結果が概ね妥当、経過観察、要監査
		結果が再指導で未了なもの	対象 ただし、開設者及び管理者がともに同一人の場合は個別指導の選定	